

次世代オープンイノベーション事業 Q & A 集
(令和8年7月3日時点)

…更新箇所		
番号	質問	回答
1	申請書のページ数が規定枚数を超えることは許容されるのか？	申請様式において定められた規定枚数の範囲内で作成してください。規定枚数を超過して提出された場合、超過部分は審査対象とならない場合があります。
2	公募要領と予算計画様式とで補助金交付額の上限の記載が異なる。4千9百万円と4千2百万円のどちらの表記が正しいのか？	補助金交付額の上限は4千9百万円と認識いただければと存じます。ただし、弊省としては標準実施額を4千2百万円と想定しており、審査の過程で調整させていただく場合がございます。なお、予算計画様式の修正版は、ホームページにて掲載済みです。※旧バージョンを使用して提案書を提出しても問題ございません。その場合においても提案書類の不備等にはならず、これによる審査の非対象となることはありません。
3	自己財源について補助対象経費に対して基準となる金額はあるか？	基準となる金額は特段設定してはおりません。
4	代表機関が出資会社の場合、公募要領の記載以外に満たすべき要件はあるか？	公募要領に記載の要件以外は特段定めていません。
5	代表機関を大学等の設置者として申請する場合、申請者の役職は理事以上が必須か？	本事業では、代表機関の長が、プロジェクトリーダーに適切な権限を付与するとともに、その取組をバックアップすることや、組織内外の連携に際しオーナーシップを発揮して組織的な支援を行うことなどを求めています。このため、通常、大学が申請主体となる場合には理事以上の方が適切であると考えられますが、これに限らず、上記実施体制・取組について責任を負う立場にある者を申請者とすることも可能です。
6	申請時点では設立されていない、設立準備中の機関を連携機関として設定することは可能か？	連携機関として参画し予算の配分を受けるには、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱」に記載の事項を遵守する必要がありますので、当該機関の体制整備が整っていない状態での連携機関としての参画はできません。
7	重点支援対象のスタートアップを連携機関とすることは可能か？ また可能な場合、補助金の配分も可能か？	重点支援対象のスタートアップを連携機関とすることは可能であり、この場合は補助金の配分も可能です。ただし、本事業の目的はスタートアップの成長支援を通じた代表機関等による事業ブランドの構築にあるため、連携機関であるスタートアップへ資金配分が、その主旨に資するものであることにご留意ください。
8	重点支援対象のスタートアップへの支援について、旅費等（例示）実費相当を本補助金から当該スタートアップに対して支出することは可能か？	本補助経費を通じて、代表機関又は連携機関から重点支援先スタートアップに支出することはできません。
9	重点支援対象のスタートアップの数について何社程度を想定しているのか。	重点支援対象のスタートアップの数や上限については特段定めていません。
10	重点支援対象のスタートアップの選定が申請までに間に合わない場合、いつまでに選定しなければならないか。	期限は特に設定していませんが、申請書にはいつまでに選定するかをご記載ください。
11	公募要領p5に記載する「自大学等の研究成果を活用するスタートアップ」の「研究成果」の解釈として、特許や知財化された技術シーズのみならず、人文・社会科学系の研究成果、教育研究活動を通じて蓄積された知見、社会実装プログラムから生まれたビジネスモデル等も含まれるのか？	「研究成果」の対象として人文・社会科学系や教育系の分野を除外するものではありませんが、応募に当たっては「重点支援対象のスタートアップの選定」以外の応募要件を満たす必要がある点にご留意ください。
12	公募要領p5に記載する「自大学等の研究成果を活用するスタートアップ」について、他大学で立ち上げたスタートアップが自大学と共同研究やインキュベーション施設を利用しているなどでも重点支援対象のスタートアップに該当するか？	他大学の研究開発成果を基に立ち上げられたスタートアップであっても、共同研究等により得られた自大学等の研究成果を活用しているなど、自大学におけるスタートアップ成長支援の取組に資する場合には、重点支援対象となり得ます。単に自大学のインキュベーション施設を利用していることのみでは、必ずしも重点支援対象に該当するとは限りませんのでご注意ください。
13	重点支援対象のスタートアップ以外のスタートアップへの成長支援は可能か？	重点支援対象のスタートアップは、本事業において大学等が重点的に支援を行うスタートアップを指し、それ以外のスタートアップへの支援を妨げるものではありません。
14	昨年度のモデル事業と比較して、応募要件に「事業ブランドの構築」が追加された背景について教えてほしい。	昨年度のモデル事業は単年度の委託事業であった一方、本事業は原則5年間の補助事業を予定しており、支援終了後も大学等による自律的なスタートアップ成長支援の継続・発展が求められます。その実現に向けては、関係するステークホルダーを惹きつける事業ブランドの構築が重要であることから、応募要件として設定いたしました。
15	事業ブランドの構築について、ブランドを構築する主語は大学なのか。想定するブランドのイメージを教えてください。	大学全体のブランディング構築までは想定しておりません。本事業での取組内容について、ステークホルダーへの認知と理解を促進することによる、各大学等における次世代オープンイノベーション事業のブランド構築を想定しています。
16	プロジェクトリーダーについては、申請時点で代表機関に所属している必要はあるか？ 本補助金を通じて外部人材をプロジェクトリーダーとして招聘することもありうるか？	プロジェクトリーダーについて、申請時点で代表機関に所属していることは必須ではありません。本事業の実施に必要な知見や経験を有する外部人材を、事業開始までにプロジェクトリーダーとして招聘することも可能です。
17	学内の教員・学生等、起業志向する者への取組み・支援は可能か？	本事業はスタートアップの成長支援を通じた代表機関等による事業ブランドの構築を目的としており、その目的に資する取組であれば、提案内容に盛り込むことは可能です。
18	公募要領p5(2)応募要件（ア）に記載する「自大学等」の「等」の解釈について教えてください。	「等」は大学に係っており、国公立大学及び大学共同利用機関、ならびにこれらの設置者が100%出資する出資会社等を含む機関を指しています。
19	公募要領p5(2)応募要件（ア）に「本事業において支援する対象は、自大学等の研究成果を活用するスタートアップとする」とあるが、何かエビデンスが求められるか？	特に要件は定めておりませんが、審査の過程において自大学の研究成果をどのように活用しているスタートアップなのか、説明が求められる場合があります。
20	重点支援対象のスタートアップの選定数は評価に影響するか？	必ずしも選定数が多い方が評価/評点が高くなるというものではありません。なお、審査の観点の詳細につきましては、公募要領の「4.(2)審査基準」をご覧ください。
21	重点支援対象のスタートアップについて、自大学が出資している場合であっても、その出資比率に関係なく選定してよいのか？ また自大学の卒業生が経営するスタートアップの場合、大学が公認していれば対象として選定してよいのか？	公募要領に記載の通り、スタートアップへの出資比率やその経営陣が自大学の卒業生が否かではなく、自大学等の研究成果を活用しているかの観点でご判断ください。
22	重点支援対象のスタートアップについて、今年度中に起業予定ではあるものの、現時点では法人化前のスタートアップは対象として選定してよいのか？	法人設立前のスタートアップについては、本事業の趣旨・目的に鑑み、重点支援先のスタートアップに指定することはできません。ただし、支援期間中に法人設立したスタートアップを当該期間中に重点支援対象に追加することはできますので、選定理由等を含め計画内容を申請書に記載してください。

次世代オープンイノベーション事業 Q & A 集
(令和8年7月3日時点)

23	重点支援対象スタートアップの技術にライセンスする予定の大学の研究について、特許の出願費用を出すことは可能か。	本事業の趣旨に即したものであり、かつ代表機関を出願人とする特許の出願費用である場合、代表機関の事業実施費として計上することは可能です。種別については、貴学にて整理の上計上してください。
24	重点支援対象スタートアップに大学内の有償で使用可能な装置を使用させる際の料金を補助金より拠出することは可能か。	本事業の趣旨に即したものであれば、事業実施費として計上することは可能です。種別については、貴学にて整理の上計上してください。
25	本事業において、申請書上は連携機関に予算配分しないことにおきながら、当該連携機関を委託先として委託費を支払うことは可能か。	本事業の趣旨に則っている前提にはなりますが、代表機関から連携機関に業務委託費を支払うことは可能です（種別は貴学で整理の上計上ください）。この場合、連携機関への補助金の配分はなくとも、代表機関側で委託費を計上することは認められます。ただし、審査において、連携機関がスタートアップの成長支援体制上どのような役割を担うのかは問われますので、その点ご注意ください。
26	プロジェクトリーダーに関し、公募要領には「代表機関に1人配置すること（兼務可）」とあるが、事業開始時に大学との雇用関係にあることを求めているか。	雇用関係である必要はありません。
27	申請書様式の1ページ目と2ページ目の代表者は同じである必要はあるか。	申請書様式の1ページ目と2ページ目の代表者は同じ方をお願いします。
28	予算計画様式のファイル名称はどのようにすれば良いか。	提案書はzipファイルに圧縮し、件名を「（代表機関名）次世代オープンイノベーション事業公募申請書類」としてください。 予算計画様式のファイル名については、「代表機関名」と「予算計画」を入れた形で記載してください。